

[事案 29-327] 契約無効請求

・平成 30 年 11 月 7 日 和解成立

<事案の概要>

契約から 5 年経てば支払った保険料を超える金額が返ってくる商品であると誤信して契約したことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 8 月に契約した個人年金保険について、契約から 5 年経てば支払った保険料を超える金額が返ってくる商品であると誤信して契約したため、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人に対して、設計書、注意喚起情報等を用いて、保険料の金額および払込期間、年金額および年金支払期間等について説明している。
- (2) 保険証券や契約内容のお知らせに年金開始時期等が記載されているが、申立人から自分の理解と異なるといった申し出はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が 5 年経てば支払った保険料を超える金額が返ってくる商品であると誤信して契約したとは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 保険募集においては、募集人はまず契約者の意向を把握しなければならない。意向把握の方法については、アンケート等の方法だけでなく、募集人が契約者の意向を推測して特定の契約を設計して提示する方法も認められるが、これは提案する契約を軸に契約者の具体的な意向を形成、把握する手段に過ぎない。この点について、募集人は、申立人家族間の資金贈与についての意向は確認しているものの、贈与の方法等について契約者である申立人や実質的な保険料負担者である家族の具体的な意向を聞いておらず、意向を把握していなかったと言わざるを得ない。
- (2) 契約内容の説明という点についても、募集人は、保険商品としての一般的な説明はしているものと推測されるが、上記(1)を踏まえれば、契約者の意向に即した説明がなされたとは考えにくく、そのことが申立人に誤解を生じさせた可能性は否定できない。
- (3) 募集人は、申立人の親が亡くなったことによる死亡保険金請求手続のために申立人家族を訪ねた際に、申立人や申立人家族の意向を聞くことなく、新たな保険商品の設計書を作成して持参し提案し、当日中に契約していた。このような経緯からは、募集人が申立人らの意向を確認するための時間が十分ではなかった可能性は否定できない。